

令和4年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し 番号 | 事業 番号 | 事務事業名 | 課名 | 事業の目的 | 事業の概要 | 成果 |
|----------|----------|------------------------|----------|---------------------------------------|---|--|
| 1 | 196 | 社会福祉協議会その他の社会福祉団体助成 | 福祉部社会福祉課 | 地域におけるきめ細やかな福祉活動の支援を行うことで、地域福祉の充実を図る。 | つくば市社会福祉事業費補助金交付要綱の規定に基づき、市内社会福祉法人の中核的団体である社会福祉協議会に職員人件費として補助金を交付する。 | 社会福祉協議会が実施する市受託事業が1つ増え、自主運営に向けて前進した。 |
| 2 | 197 | 地域福祉推進事業 | 福祉部社会福祉課 | 市民主体のつくばらしい健康で健全な福祉のまちづくりを進める。 | 市長車及び副市長車の運転・管理業務を行う。 | 地域福祉の推進が図られた。 |
| 3 | 198 | 渉外業務（後援名義使用承認・叙勲・表彰事務） | 福祉部社会福祉課 | 福祉事務所所管業務の課題を県内広域的に解決できる体制づくりを構築する。 | 県内都市福祉事務所長が相互に情報交換を行い、所管業務の課題を解決するため研修会を実施する。（年2回） | 福祉事務所所管事業の情報共有や課題の抽出、先進地の取り組みや他市町村の対応を確認できた。 |
| 4 | 199 | 法外援護事務 | 福祉部社会福祉課 | 法令に基づく援護が受けられない行旅困窮者の窮状を救う。 | 行旅に困窮し、移動が困難な者に対して原則、交通費、弁当代をそれぞれ1,000円と500円を限度として現金を給付する。医療機関を受診した者に対しては、医療費を現物給付する。 | 申請者の状況に合わせ、行旅困窮者に適切な救済をした。 |
| 5 | 200 | 各種社会福祉統計事業 | 福祉部社会福祉課 | 厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得る。 | 社会福祉行政の実態を把握するため、福祉行政報告例（統計法等）により定められた各報告事項の業務報告や社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査、国民生活基礎調査を県の委託により実施する。 | 厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得ることができる。 |
| 6 | 201 | 地域福祉計画進行管理 | 福祉部社会福祉課 | 市民主体のつくばらしい健康で健全な福祉のまちづくりを推進する。 | つくば市地域福祉計画（第4期）の計画期間である令和3年度から令和7年度までの5年間の各種施策の進捗状況を管理する。令和3年3月地域福祉計画（第4期）策定、令和5年度中間評価、令和7年度次期計画策定及び最終評価。 | 令和5年度の間評価に向けて、策定委員会において評価手法等について協議した。その結果、各担当課による評価を基に中間評価を実施することとなった。 |

令和4年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し 番号 | 事業 番号 | 事務事業名 | 課名 | 事業の目的 | 事業の概要 | 成果 |
|----------|----------|-----------------|----------|--|--|---|
| 7 | 202 | 社会福祉審議会事務 | 福祉部社会福祉課 | 社会福祉に関する重要な事項を調査審議するとともに社会福祉行政の円滑な推進を図る。 | 市長が任命した学識経験者及び市職員30人以内で組織されたつくば市社会福祉審議会が、社会福祉に関する重要な事項を調査審議し、市長の諮問に対して答申を行う。 | 特になし |
| 8 | 203 | 日本赤十字社つくば市地区事務 | 福祉部社会福祉課 | 災害被災者に見舞金や救援物資を支給し、被災者の自立の助長と保護を図る。日本赤十字社が必要な活動ができるよう、活動資金として一般社資、特別社資の募集・依頼をする。 | 火災及び床上浸水等の被災者に対し、日本赤十字茨城県支部つくば市地区小災見舞金等支給要綱の規定に基づき、被災の程度により、見舞金を支給するとともに救援物資を支給する。日本赤十字社の活動資金の寄付や義援金の受付・送金を行う。 | 日本赤十字社の活動に寄与した。また、被災者に見舞金を支給し、自立の助長が図られた。 |
| 9 | 204 | 民生委員推薦会事務 | 福祉部社会福祉課 | 民生委員・児童委員及び主任児童委員として、資質の高い人材を確保する。 | 市町村の議会議員、民生委員、教育関係者など14名の委員で組織し、民生委員に欠員が生じたとき、又は一斉改選時に民生委員児童委員及び主任児童委員として適正な人材を県に推薦するため、選考を行う。 | 一斉改選や欠員に伴い、3回の推薦会を開催し、民生委員児童委員としてふさわしい人材を県に推薦した。 |
| 10 | 205 | 民生委員児童委員協議会調整事務 | 福祉部社会福祉課 | 各民生委員児童委員及び主任児童委員の資質向上を図る。 | 定例会では、行政担当者を講師として、生活保護制度、児童母子福祉、障害福祉、高齢福祉等、福祉全般に関する行政手続を研修し、民生委員児童委員及び主任児童委員としての資質向上に努める。民生委員、ふれあい相談員の連携強化のための活動支援を行う。支部別研修・事項別研修・視察研修を通じ、福祉施設の現状視察や各々の事例検討を行い、民生委員児童委員及び主任児童委員としての資質向上に努める。 | 事業計画に基づき、各地区ごとに研修を行った。また、社会福祉協議会が開催するいきいき会議等に民生委員も参加するなど、ふれあい相談員との連携を図った。 |
| 11 | 206 | 行旅死病人等取扱事務 | 福祉部社会福祉課 | 行旅死病人の火葬・埋葬及び行旅病人の人道的支援、救護 | 行旅病人の生活・養護についての相談指導、必要な援護措置縁故者の調査行旅死病人の葬祭執行、遺骨の保管、縁故者の捜査、慰留金品の保管処分その他必要な調査及び同伴者（行旅病人又は行旅死病人に同伴し、救護を必要としている者）の救護、告示、官報への掲載 | 法律の定めるところにより、適切に行旅死病人を取り扱うことができた。 |
| 12 | 207 | 戦没者追悼式事業 | 福祉部社会福祉課 | 先の大戦の戦没者及びその遺族に追悼の意を表するとともに、遺族の労苦にて深い敬意を表し、併せて恒久の平和を祈念する。 | つくば市遺族連合会の協力を得ながら、厳粛に、かつ、安全に戦没者追悼式を挙行する。 | 参加者の利便性を高めつつ、効率的な送迎を実施できた。 |

令和4年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し 番号 | 事業 番号 | 事務事業名 | 課名 | 事業の目的 | 事業の概要 | 成果 |
|----------|----------|----------------|----------|--|--|---|
| 13 | 208 | 戦没者慰霊事業補助 | 福祉部社会福祉課 | 慰霊事業の実施を促進する。 | つくば市遺族連合会に補助金を助成し、6地区の慰霊事業に要する経費の一部を助成する。 | 前年度と比較して、慰霊事業の実施地区数、参加者数ともに増加した。 |
| 14 | 209 | 戦没者遺族等援護事務 | 福祉部社会福祉課 | 戦傷病者及び妻・戦没者遺族等の援護をもって福祉の向上を図る。 | 戦傷病者の妻に対する特別給付金、戦没者の妻に対する特別給付金、特別弔慰金などの受付・進達事務及び国債の交付等の事務を行う。戦傷病者に対しては、無賃乗車券引換券交付等の事務を行う。 | 第十一回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求受付224件進達処理165件国債交付件数171件 |
| 15 | 210 | 社会福祉法人の設立・認可事務 | 福祉部社会福祉課 | 社会福祉法の規定に基づいた法人の設立や定款変更の認可等を行い、地域福祉拠点としての公共性を維持する。 | 社会福祉法の規定による各種申請の上、法令の規定に違反していないかを審査し認可を行う。 | ・係内のミーティング、情報共有等の係内の連携体制を強化し、社会福祉法人関連の業務について円滑に行うことができた。 ・年間のスケジュール表を目安に、円滑に業務を行えた。 |
| 16 | 211 | 社会福祉法人等の監査事務 | 福祉部社会福祉課 | 入所者等の支援の向上及び運営の適正化を図る。 | 社会福祉法及び関係法令等の規定並びに市指導監査方針及び実施計画に基づき、法人に検査調書等の提出を求め、実地による指導監査を行う。 | ・監査に必要な専門的知識習得を目的に、係内での勉強会、研修等を実施した結果、円滑な指導監査を実施することが出来た。 |
| 17 | 217 | 生活困窮者自立支援事業 | 福祉部社会福祉課 | 生活困窮者の自立を促進する。 | 生活保護に至る前の支援策として、生活困窮者自立支援法に定める自立相談支援事業、住居確保給付金支給事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業、一時生活支援事業を一体的に実施し、生活困窮者の自立を図る。 | 支援員を1名増員したことにより訪問による支援件数が令和3年度32件に対し、令和4年度は89件と増加しており、より生活に密着した支援を行うことができた。また、就労支援については労支援対象者63名中、就労や増収につながった方は19名（就労率30%）であった。 |
| 18 | 218 | 被災住宅復興支援事業 | 福祉部社会福祉課 | 被災者の自立の助長を図る。 | 東日本大震災及び竜巻により被災した住宅の復旧に要する資金を金融機関から借り入れた場合、借り入れに係る利子の補給を行う。 | 被災者の自立助長と保護が図られた。 被災住宅復興資金利子補給支給 東日本大震災4件193,100円 竜巻災害3件268,000円 |

令和4年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し番号 | 事業番号 | 事務事業名 | 課名 | 事業の目的 | 事業の概要 | 成果 |
|------|------|-------------------------|----------|---|---|--|
| 19 | 219 | つくば市災害見舞金支給事業 | 福祉部社会福祉課 | 被災者の自立の助長と保護を図る。 | 火災及び床上浸水等の被災者に対し、被害の程度や世帯員数により見舞金を支給する。 | 被災者の自立の助長と保護が図られた。 |
| 20 | 221 | 身体障害者手帳認定交付事業 | 福祉部障害福祉課 | 身体に障害のある方の福祉の増進に資する。 | 身体に障害のある方からの交付申請に基づき、障害程度等級の審査及び認定を行ない、申請者に対して手帳交付を行う。交付申請に必要な医師が作成する診断書の取得費用については、その一部を補助する。 | 新規申請383件、再交付申請156件、診断料補助408件（1,396,275円）、手帳所持者数5,101名、診断書補正依頼件数：182件 身体障害者手帳が交付されたことにより、補装具費の支給、日常生活用具の給付、税の控除等が利用でき、障害者（児）及びその家族への経済的、精神的負担の軽減を図ることができた。 |
| 21 | 222 | 精神障害者保健福祉手帳に関する事業 | 福祉部障害福祉課 | 精神疾患を持つ方の福祉の増進に資することを目的とする。 | 同手帳の交付申請の受付及び茨城県が所管する茨城県精神保健福祉センターへ申請書類の進達を行う。県が発行した手帳を申請者に交付する。交付申請に必要な医師が作成する診断書の取得費用については、初回のみ一部を補助する。 | 申請者数1,127人、診断料補助222件（614,085円）、手帳所持者数1,923名 市公式サイト上に掲載している申請案内の内容等を随時見直し、申請希望者の利便向上を図った。 精神障害者保健福祉手帳が交付された方に対して、各種福祉サービスの説明を行うことで手帳所持者の経済的、精神的負担の軽減を図る制度があることを案内できた。 |
| 22 | 223 | 療育手帳の交付事務 | 福祉部障害福祉課 | 知的障害者（児）の福祉の増進に資することを目的とする。 | 茨城県が所管する茨城県福祉相談センターが交付する療育手帳及び再判定結果確認通知書を手帳申請者に発行・送付する。手帳の等級によって受けることができるサービスを説明し、案内する。 | 新規交付72件、県内転入1件、県外転入11件、手帳所持者数1,464名 療育手帳を交付された方に、障害者福祉ガイドブックを用いて福祉サービス等の説明を行うことで、手帳所持者及びその家族に対して経済的、精神的負担の軽減を図ることができた。 |
| 23 | 224 | 身体障害者（児）補装具費（交付・修理）支給事業 | 福祉部障害福祉課 | 身体障害者（児）及び難病患者の失われた身体機能を補完・代替し、身体障害者の職業その他日常生活の能率向上を図る。 | 失われた身体機能や障害のある部分を補完し、日常生活や労働を容易にする用具の交付・修理のための費用を支給する。申請に基づき支給決定し、申請者に対し、補装具費支給決定通知及び支給券を送付する。購入及び修理完了後請求に基づき補装具費を支給する。内容により、身体障害者更生相談所の判定を受ける。 | 決定件数：335件、公費負担額：54,394,478円、現地調査件数：6件 補装具費を支給することで、身体障害者（児）及び難病患者の職業その他日常生活の能率向上を図ることができた。 |
| 24 | 225 | 軽度・中等度難聴児補聴器購入補助金交付事業 | 福祉部障害福祉課 | 身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度の難聴児の言語の習得及び健全な発達の支援を図る。 | 身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度の難聴児に対し、補聴器、イヤモールド及び補聴援助システムの購入に必要な費用の一部を補助する。補助金請求書に基づき、算定基礎額の2/3を補助する。負担割合：申請者1/3、県1/3、市1/3 | 決定件数：14件 （内訳：本体及びイヤモールド7件、イヤモールドのみ5件、本体及び補聴援助システム2件） 補聴器等の購入に必要な費用の一部を補助することにより、難聴児の言語の習得及び健全な発達の支援を図るとともに、保護者の経済的負担を軽減することができた。 |

令和4年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し番号 | 事業番号 | 事務事業名 | 課名 | 事業の目的 | 事業の概要 | 成果 |
|------|------|---------------------|-------------|--|---|--|
| 25 | 226 | 日常生活用具等の給付・貸与事業 | 福祉部障害福祉課 | 利用者の経済的負担を軽減し、より快適かつ自立した生活への手助けとする。 | 在宅の身体障害者（児）、知的障害者（児）及び精神障害者（児）に、日常生活に必要なものを給付する。（一部入院・入所中でも認められる用具がある。）給付条件については、給付種目ごとに定められており、助成額は基本的に9割で、品目によって定められた基準額を超える場合、実際の商品金額との差額は自己負担となる。 | 決定件数：3,941件、公費負担額：39,623,717円 主な給付品目：ストマ用装具2,871件（24,769,073円）、紙おむつ1,009件（10,290,620円） 日常生活用具を給付することにより、利用者の経済的負担を軽減し、より快適かつ自立した生活への手助けとなった。 |
| 26 | 227 | 重度障害者（児）住宅リフォーム助成事業 | 福祉部障害福祉課 | 障害者の自立の促進及び介護者の負担の軽減を図る。 | 重度障害者（児）の居住する住宅をその重度障害者（児）に適するように改良する工事を行うにあたり、申請後に職員が事前に実地調査を行い、補助を決定する。工事完了後に実績報告書を提出してもらい、申請内容と相違がなければ補助金を交付する。補助金は対象工事費の3/4で、上限262,000円である。国土交通省の社会資本総合整備交付金の対象事業となっており、補助率は45%である。 | 決定件数：1件、公費負担額：230,835円本制度による改修費用の助成を行うことで、障害がある方の居宅生活の能率向上を図ることができた。 |
| 27 | 228 | 身体障害者紙おむつ購入費助成事業 | 福祉部障害福祉課 | 身体障害者の経済的負担を軽減し、在宅福祉の増進を図る。 | 在宅の重度身体障害者に対し、紙おむつ購入費用の一部を助成するための助成券を発行する。対象者1名につき16,000円の助成額年度中1回の交付 | 決定件数：6件在宅の重度身体障害者に紙おむつ購入費の一部を助成することで、経済的負担を軽減することができた。 |
| 28 | 229 | 身体障害者（児）住宅整備資金貸付事業 | 福祉部障害福祉課 | 障害者の自主自立、社会参加を促進するため。 | 心身障害者世帯又は心身障害者と同居する世帯で、障害者の専用居室・浴室・トイレ・廊下などを改築する際の資金を貸し付ける。貸付額は一戸当たり2,020,000円以内（利息3%） | 決定件数：0件住宅整備資金を必要とする人に、制度の案内を行えるような体制ができている。 |
| 29 | 230 | チャレンジアートフェスティバル事業 | 福祉部障害者地域支援室 | 障害者が制作した作品の展示と演劇等の舞台発表を通して、自立と社会参加を促進し、市民の障害者に対する理解と認識を深める | 障害者（児）の社会参加促進事業として、当事者が制作した作品展示及び演劇等による舞台発表を実施する。事業運営にあたっては、実行委員会を組織し、フェスティバルの内容、実施方法等を協議の上、決定する。 | 3年振りに舞台発表（つくばカピオ）を実施。舞台発表の来場者数は520名。作品展（つくば美術館）への来館者は1,535名。作品の制作やダンス・太鼓等の表現活動を通じて、障害者（児）の社会参加を促進するとともに、市民に向けて障害福祉に対する理解の推進を図ることができた。 |
| 30 | 231 | おひさまサンサンフェスティバル事業 | 福祉部障害者地域支援室 | 障害者（児）や高齢者、市民が共にスポーツやレクリエーション等の共通の行事に参加することで社会参加を促進させ、市民と障害者に対する理解と認識を深める。 | 「高齢者いきいきまつり事業」との合同開催により、「おひさまサンサンいきいきまつり事業」として実施している。団体競技種目、個人競争種目及び個人自由参加型種目の各競技種目を実施し、同時に高齢者及び障害者等の作品展示および物品販売やアトラクションとして市内協力団体等による発表を実施する。 | 新型コロナウイルス感染症拡大のため事業を中止したが、次年度以降の実施を検討するために高齢者及び障害者団体等から意見を伺った。事業の意義や開催時の感染対策、競技や物品販売等、実施に向けた検討ができた。 |

令和4年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し 番号 | 事業 番号 | 事務事業名 | 課名 | 事業の目的 | 事業の概要 | 成果 |
|----------|----------|--------------------------|-------------|--|---|--|
| 31 | 232 | 奉仕員等養成研修事業 | 福祉部障害者地域支援室 | 意思疎通を図ることに支障がある障害児（者）の自立した日常生活または社会参加を営むことを支援する。 | 希望する市民に、厚生労働省のカリキュラム等による手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員及び盲訳奉仕員の養成講座を行い、奉仕員を養成する。講座修了者には、つくば社会福祉協議会のボランティアセンターに登録し、奉仕員としての奉仕活動を行う。 | 聴覚障害者や視覚障害者の支援員として奉仕員を養成し、障害者等の福祉の増進を図ることができた。 |
| 32 | 233 | 障害者団体等支援事業 | 福祉部障害者地域支援室 | 障害者の社会参加の促進や地域の人との交流及び福祉の向上を図る。 | 障害者団体育成及び社会参加の促進のため、つくば市聾者協会補助事業、就学学習会等事業に対して、補助交付要項に基づき、補助金に関する事業を行う。 | つくば市補助金等交付適正化規則及び交付要項に基づき、補助金の適正な事務を行い、団体等に属する障害者の社会参加の促進が図られた。 |
| 33 | 234 | 身体障害者自動車改造費・運転免許取得費補助事業 | 福祉部障害者地域支援室 | 自動車改造費の助成及び運転免許費の助成を行うことにより身体障害者の社会参加の促進を図る。 | 障害者自身が運転するために必要な自動車改造費又は自動車運転免許の取得費について、実施要綱に基づき、その費用の一部を補助する。 | 適正な制度の説明を行い、障害者自身が運転するために必要な自動車改造費及び自動車運転免許取得費について、その費用の一部を助成することで、就労の機会の促進を図られた。 |
| 34 | 235 | 体験乗馬療法事業 | 福祉部障害者地域支援室 | 乗馬を通して動物とふれあう心を養い、障害のある方の身心の機能回復を支援する。 | 障害者（児）及び小学部6年生までを原則とし、障害者（児）を優先し、ポニーの体験乗馬療法を実施する。 | 新型コロナウイルス感染拡大のため今年度まつりつくばが中止となったため、令和5年3月に開催されたチャレンジアートフェスティバルにおいて、大清水公園にて実施した。チャレンジアートフェスティバル会場にいた障害児・者と大清水公園にきた小学生以下の児童の多くが参加した。 |
| 35 | 236 | いす式階段昇降機保守事業 | 福祉部障害者地域支援室 | エレベーターのない施設を障害者が円滑に昇降できるようにする。 | いす式階段昇降機保守管理（法定点検年1回・定期点検年3回）を実施する。設置場所：大穂交流センター・谷田部老人福祉センター・桜総合体育館・市民ホールつくばね） | 安全に稼働できる状態を確認した。 |
| 36 | 237 | 障害児運動教室事業（旧：障害児スポーツ教室事業） | 福祉部障害者地域支援室 | 障害児の体力増強・交流・余暇活動等の充実を図る。 | 障害者スポーツ専門インストラクターによる障害児のための運動教室を開催する。集団活動ができる小学部1年～6年生までの障害のある児童が対象いきいきプラザにて全10回開催（6月期～3月期）を実施 | 運動教室を開催することで、障害児の体力増強、交流、余暇活動の充実を図ることができた。 |

令和4年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し 番号 | 事業 番号 | 事務事業名 | 課名 | 事業の目的 | 事業の概要 | 成果 |
|----------|----------|--------------|-------------|--|--|--|
| 37 | 238 | 生活支援事業 | 福祉部障害者地域支援室 | 就労が困難な在宅における精神に障害のある方等の社会復帰と自立、社会参加の促進を図る。 | 精神に障害のある方等に対し、日常生活の支援や相談及び創作的活動又は生産活動の機会を提供するなど、社会との交流促進等の便宜を供与する。生活支援事業として土浦市にある、ほびき園へ委託している。 | 精神に障害がある方が等に対し、日常生活の支援や相談及び創作的活動又は生産活動の機会を提供することにより、社会との交流促進等を増進する。 |
| 38 | 239 | 音声誘導装置保守事業 | 福祉部障害者地域支援室 | 視覚障害者を公的機関に安全に誘導する。 | つくば駅周辺に設置してある音声誘導装置7箇所に音声誘導標識システムを設置し、委託業者による保守管理の実施及び職員による自主管理を行う。（エキスポセンター入口、アルス正面玄関前、中央公園入口、ノバホール入口・玄関入口、クレオ・モグ入口） | 測定・検査、歩行検査、清掃、バッテリー交換を行い、音声誘導装置の適正な作動を確認できた。 |
| 39 | 240 | 合理的配慮支援事業補助金 | 福祉部障害者地域支援室 | 障害者の社会参加の促進を図り、誰もが安心して暮らせる共生のまちづくりを推進する。 | 民間事業者等が行う合理的配慮の提供にあたり、物品購入費等の費用の全部又は一部を助成する。 | 商工会会報などで制度を案内したことで、令和4年度は申請の相談及び交付件数が増加した。 |
| 40 | 241 | 特別障害者手当等支給事務 | 福祉部障害福祉課 | 日常生活における負担を軽減し、かつ障害者（児）の福祉の増進を図る。 | 特別障害者手当、障害児福祉手当、在宅障害児福祉手当の認定を行い支給する。経過的福祉手当は支給のみ。県から委託されている特別児童扶養手当の各種申請に関わる事務を行う。（受給者の認定・手当の支払い等は県で行っている。） | 受給者数：特別障害者手当90名、障害児福祉手当108名、経過的福祉手当2名、在宅障害児福祉手当418名、特別児童扶養手当446名 身体又は精神に重度の障害を有する在宅の障害者（児）及び障害児を扶養している養育者の、日常生活における経済的負担の軽減を図ることができた。 |
| 41 | 242 | 難病患者福祉金支給事務 | 福祉部障害福祉課 | 患者やその家族の精神的、社会的苦痛を解消するとともに、生活的負担を軽減する。 | 県が指定する366種類の指定難病患者及び4種類の一般特定疾患患者に月額3,000円の福祉金を支給する。 | 受給者：1,639名難病患者に対し福祉金を支給することで、経済的負担の軽減を図ることができた。 |
| 42 | 243 | 障害福祉サービス事業 | 福祉部障害福祉課 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する。 | 申請者の心身の状況や環境、障害福祉サービス利用に関する意向等の事情を勘案して作成されるサービス利用計画等に基づいて、障害福祉サービス等の支給決定を行う。障害福祉サービス等は、介護等の支援を受ける「介護給付」と、訓練等の支援を受ける「訓練等給付」、相談支援員から助言を受けられる「計画相談支援」に大別されており、それぞれの支給決定に必要な事務処理を行う。 | 支給決定者数：1,462人 支給決定件数：訪問系サービス303件、日中活動系サービス1,626件、施設系サービス412件、計画相談支援1,315件（各年度3月1日現在） 障害福祉サービスを必要とする申請者に対して、適切な内容のサービスを支給決定できた。 |

令和4年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し番号 | 事業番号 | 事務事業名 | 課名 | 事業の目的 | 事業の概要 | 成果 |
|------|------|-----------------------|-------------|--|---|---|
| 43 | 244 | 障害児通所支援事業 | 福祉部障害福祉課 | 障害児の福祉の増進を図る。 | 「児童発達支援（就学前の児童）」、「放課後等デイサービス（就学時の児童）」等の利用を必要とする障害児に対して、申請に基づき、保護者または児童に対して認定調査を実施した上で支給決定を行う。 | 支給決定者数：1384人 支給決定件数：児童発達支援589件、放課後等デイサービス791件、 障害児相談支援335件、保育所等訪問支援107件（各年度3月1日現在） 申請に基づき、必要なサービスを支給決定することができた。 |
| 44 | 245 | 障害支援区分認定事業 | 福祉部障害福祉課 | 障害者とその障害の状況にあった適切なサービスを受けられるようにする。 | 障害福祉サービスを必要とする方を対象に、認定調査員による面接及び障害支援区分認定調査を行う。その認定調査結果と医師意見書を基に、市町村審査会に審査判定を依頼する。審査会による審査判定結果に基づき、障害支援区分の認定と障害福祉サービスの支給決定を行い、サービス利用までの一連の事務を行う。 | 障害支援区分を認定することで、適正なサービスの利用につなげることができた。障害支援区分認定審査会回数12回/年障害支援区分認定調査件数394件（うち業務委託件数120件）茨城県障害支援区分認定審査会委員研修1回 |
| 45 | 246 | 心身障害者扶養共済年金 | 福祉部障害者地域支援室 | 障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障害者の将来性に対し、保護者の抱く不安の軽減を図る。 | 障害者を扶養している保護者から毎月一定の掛金を納めてもらい、保護者に万一（死亡又は重度障害者）があったとき、障害のある方に終身一定の年金を支給する。 | 年金受給者に対しては、年金支給により生活の安定に資するとともに、加入者に対して、障害者の生活に関する将来の不安を軽減できた。 |
| 46 | 247 | 障害者日中一時預かりサービス利用費助成事業 | 福祉部障害福祉課 | 家族の介護に係る身体的、精神的及び経済的負担の軽減に資する。 | 事業者と当事業に関する協定を締結する。支給申請に対し、要件を満たす場合は受給者証を交付する。請求内容を審査の上、事業者に助成金を支払う。 | 障害者（児）を在宅で介護する家族の一時的休息等を確保し、身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図った。 |
| 47 | 248 | 障害者移動支援サービス利用費助成事業 | 福祉部障害福祉課 | 障害者（児）の社会参加の機会の拡大を図る。 | 事業者と当事業に関する協定を締結する。支給申請に対し、要件を満たす場合は受給者証を交付する。請求内容を審査の上、事業者に助成金を支払う。 | 移動支援サービスの利用を促進し、障害者（児）の社会参加の機会拡大や日常生活及び余暇活動の充実を図った。 |
| 48 | 249 | 地域活動支援センターI型事業 | 福祉部障害者地域支援室 | 障害者等の地域生活支援の促進を図る。 | 日常生活の支援、地域交流等の場の提供、創作的活動又は生産活動の機会の提供、情報の提供、相談支援の実施 | 令和4年度利用実績（延べ利用者数） 2,712名（通所）+1,484名（相談）=4,196名 在宅における精神障害者等に対して、創作的活動または生産活動の機会の提供を行い、あわせて、相談支援事業を実施することにより、障害者の地域生活支援の促進を図ることができた。 |

令和4年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し番号 | 事業番号 | 事務事業名 | 課名 | 事業の目的 | 事業の概要 | 成果 |
|------|------|-----------------------------|-------------|--|--|--|
| 49 | 250 | 重度身体障害者訪問入浴サービス利用費助成事業 | 福祉部障害福祉課 | 障害者（児）の健康の保持並びにその介助に係る家族の身体的及び経済的負担の軽減を図る。 | 事業者と当事業に関する協定を締結する。支給申請に対し、要件を満たす場合は受給者証を交付し、訪問入浴サービスを実施する。事業者からの請求内容を審査の上、事業者に助成金を支払う。利用者は利用費の1割を自己負担する。ただし非課税世帯は自己負担なし。 | 在宅の重度身体障害者（児）の健康保持並びに介助に係る家族の身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図った。 |
| 50 | 251 | 地域活動支援センターⅢ型事業 | 福祉部障害者地域支援室 | 障害者等の地域生活支援の促進を図る。 | 日常生活の支援、地域交流等の場の提供、創作的活動又は生産活動の機会の提供、情報の提供、相談支援の実施 | R4年度利用実績（延べ利用者数）3,015名（通所）+1,020名（相談）=4,035名 在宅における精神障害者に対して、創作活動または生産活動の機会の提供や、社会との交流の促進等の便宜を供与し、あわせて、相談支援事業を実施することにより、障害者の地域生活支援の促進を図ることができた。 |
| 51 | 252 | 障害者福祉タクシー利用料金助成事業 | 福祉部障害者地域支援室 | 障害者の外出を支援し、社会参加の促進を図る。 | 障害のある方が外出する際に1枚500円（1回の乗車につき3枚まで）の運賃を助成する。年間36枚（じん臓機能障害者で人工透析を行っている方は108枚）交付する。 | タクシー運賃を一部助成することにより、障害者の日常生活の利便性の向上や社会参加に寄与することができた。 |
| 52 | 253 | 意思疎通支援事業 | 福祉部障害者地域支援室 | 障害者の社会参加の機会を拡大し、もって福祉の増進を図る。 | 聴覚障害者等が医療機関における受診、財産の管理、健康の維持増進、労働環境の整備、公共機関における手続き、社会参加を営むための必要な態度・習慣又は能力を養うための講習会への参加に対し、手話通訳者及び要約筆記奉仕員を派遣する。聴覚障害者等が各種申請等で来庁した際の情報保障を行うため手話通訳者を設置する。 | 手話通訳者及び要約筆記者の適宜の派遣により、聴覚障害者の社会参加の機会拡大を図ることができた。遠隔手話サービスが開始され新しい試みとなった。 |
| 53 | 254 | 障害福祉計画策定事業 | 福祉部障害福祉課 | 障害者施策の総合的な推進を図る。 | つくば市障害者計画策定懇談会の開催障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」（3か年計画）を策定する。障害者基本法に基づく「障害者計画」を策定する。 | 7月と3月に障害者計画策定懇談会を開催し、計画策定に向けた会議を推進することができた。2300名の障害当事者に対するアンケート調査と8つの障害者関連団体に対するヒアリング調査を実施し、障害者の現状や要望等について、広く調査することができた。 |
| 54 | 255 | 理学・作業・言語療法指導事業（理学・作業療法指導事業） | 福祉部障害福祉課 | 障害児・者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるようになる。 | 地域活動支援事業において、利用者及び職員に対し専門職としての指導、助言を行う。児童発達支援事業において、機能訓練指導、保護者への指導、職員の指導を実施する。 | ・4か所の福祉支援センターで指導を実施し、利用者の心身機能の維持、向上、または機能低下を遅らせることができた。 ・福祉支援センター職員専門研修会を4回実施し、研修後に各自の行動目標を記入する「ふりかえりシート」を作成し、研修内容を業務に活用することを促すことができた。 |

令和4年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し番号 | 事業番号 | 事務事業名 | 課名 | 事業の目的 | 事業の概要 | 成果 |
|------|------|-----------------------|-------------|---|--|--|
| 55 | 256 | 重度障害者入院時コミュニケーション支援事業 | 福祉部障害福祉課 | 意思疎通が困難で介護者がいない重度障害者等が入院した際に、コミュニケーションを支援する者を派遣し、円滑な医療行為につなげる。 | 重度の障害者のうち、意思疎通が困難で、かつ介護者がいない方が医療機関に入院する場合に、日頃から本人を介護し、本人の意思を医療機関従事者等に伝えることができる方をコミュニケーション支援員として医療機関に派遣。市に利用申請をし決定を受けた者が、要綱に定める範囲内で、事業者からサービス（コミュニケーション支援員の派遣）を受ける。 | 利用件数0件事業についての周知は進めている。 |
| 56 | 257 | 更生医療給付事業 | 福祉部障害福祉課 | 身体障害者の自立と社会経済活動への促進を図る。 | 更生のために医療が必要な身体障害者に対し、特定の医療（対象となる医療が障害別に定められている。）を受けた場合の医療費総額の自己負担分3割の内、2割を（生活保護受給者は10割）公費で助成する。 | 認定件数：348件（支払決定案件数：315件） 公費支出額：192,340,583円 対象となる人に、医療費の助成を行うことができた。 |
| 57 | 258 | 育成医療給付事業 | 福祉部障害福祉課 | 身体に障害のある児童、またはそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童が、その障害を除去・軽減する効果が期待できる手術等の治療を行なう負担を軽減する。 | 医療が必要な児童に対し、特定の医療（対象となる医療が障害別に定められている。）を受けた場合の医療費総額の自己負担分3割のうち、2割を（生活保護者は10割）公費で助成する。 | 認定件数：13件（支払決定案件数：9件） 公費支出額：335,657円 将来障害が残る可能性がある児童が手術等を受けることにより、その障害を除去・軽減できた。 |
| 58 | 259 | 精神通院医療給付事業 | 福祉部障害福祉課 | 通院による精神医療を続ける必要がある方の通院医療費の自己負担を軽減する。 | 自立支援医療受給者証の交付申請の受付及び茨城県が所管する茨城県精神保健福祉センターへ申請書類の進達を行う。県が発行した受給者証を申請者に交付する。 | 申請件数 新規：598件、再認定：2559件、その他：337件、受給者数：3,494名 受給者証を交付することで、自立支援医療の提供を受ける方の医療費にかかる自己負担を軽減できた。 |
| 59 | 260 | 福祉相談支援事業（委託） | 福祉部障害者地域支援室 | 障害者の自立を促進する。 | 市内3か所の指定相談支援事業者に委託し実施。月曜日から金曜日まで（祝日除く）、相談窓口として相談支援員を配置し、障害者等へ情報提供や助言を行い、生活全般をサポートする。 | 基幹相談支援センターと市内指定相談支援事業所が連携することで、各地域で相談支援を実施することができた。 |
| 60 | 261 | 障害者自立支援協議会 | 福祉部障害者地域支援室 | 障害者の地域生活を支援する体制構築を推進し、障害者福祉の向上を図る。 | 障害者自立支援協議会において課題ごとの会議体制で、障害者が地域で生活するための支援体制等の課題について、情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。 | 全体会1回、専門部会6回（おとな部会3回、こども部会3回）、プロジェクト会議3回、事務局会議6回を開催。部会では、子育てサポートブックの構成や記載内容について協議を行った。プロジェクト会議では、前年度に引き続き、施設製品の販路拡大に向け、「福祉の店」設置について協議を行った。 |

令和4年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し番号 | 事業番号 | 事務事業名 | 課名 | 事業の目的 | 事業の概要 | 成果 |
|------|------|-------------------------|-------------|--|---|--|
| 61 | 262 | 障害者虐待防止事業 | 福祉部障害者地域支援室 | 障害者の権利利益の養護に資するため。 | 障害者虐待に対応できる体制の整備（障害者虐待防止センターの運営、対応手順書の作成、24時間・365日の相談体制整備、一時保護のための居室確保、障害者虐待防止ネットワーク構築等）、虐待対応（通報・届出受理、情報収集、事実確認、ケース会議、ケース支援）、虐待予防（研修会開催、虐待防止パンフレット配布） | 障害者虐待防止に対する体制を整備し、市民等からの通報があった際には迅速に行動し、適切な初動対応をとることができた。通報先をガイドブックを見て知ったという声もあった。 |
| 62 | 263 | 発達障害相談支援事業 | 福祉部障害福祉課 | 発達障害児等の福祉の向上を図る。 | 臨床心理士・臨床発達心理士等により、発達の気になる児童とその保護者に対し相談や検査を実施し、障害の早期発見・早期支援のための助言・支援等を行う。また、関係機関の職員等に対し助言等の支援や、関係機関との連絡調整を行う。 | ペアレントトレーニングとペアレントメンターグループ相談会をそれぞれ2回ずつ実施し、個別の発達相談だけでなく保護者支援を展開できた。 |
| 63 | 264 | 成年後見制度利用支援事業 | 福祉部障害者地域支援室 | 判断能力が不十分であるため法律行為における意思決定が困難な方について、その判断能力を補い財産等の権利を擁護するため。 | 成年後見制度の市長申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び成年後見人等の報酬を支給する。 | 成年後見制度の周知普及と市町村申し立ての実務体制整備により、障害者の権利擁護を行い、生活の安心・安全を図ることができた。 |
| 64 | 265 | 福祉相談事業（直営） | 福祉部障害者地域支援室 | 地域で生活する障害者等の相談に応じ、各種サービスの利用援助、調整などを行い、障害者の自立と地域生活の推進を図る。 | 職員及び、委託する身体障害者相談員、知的障害者相談員が当事者等から相談を受け、内容に応じて適切な関係機関、関係各課等の支援、手続き担当者につないだり（連絡・調整）、情報提供や助言などの支援を行う。 | 相談者を適宜、必要な障害福祉サービス等へつなげることができた。また、必要に応じてケース会議等に参加し関係者と連携を行えた。 |
| 65 | 266 | 児童発達支援センター事業 | 福祉部障害福祉課 | 障害のある児童と保護者の包括的な支援のための「児童発達支援センター」を設置する。 | 障害児に対する療育訓練と保護者への支援を包括的に実施する上で、中核的役割をもつ児童発達支援センターを設置する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年4月にペアレントメンター活用事業を開始。 ・早期支援クラスの開始に向けて、課内担当者での協議。 ・筑波大学が事業者の公募を行っているが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で応募締切を延長しており、事業スケジュールが遅れているが、必要な事業については、順次進めることができた。 |
| 66 | 267 | 地域活動支援サービス（福祉支援センターさくら） | 福祉部障害者地域支援室 | 障害のある方の生きがいづくりを支援し、福祉の増進を図る。 | 個別支援計画を作成し、社会適応訓練、更生相談、スポーツ・レクリエーション・社会との交流促進、創作活動、健康指導、生産活動、介護方法の指導、送迎サービス等の支援を提供する。 | 利用者個々の障害状況に応じ個別支援計画に沿ってサービスを提供することができた。 |

令和4年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し 番号 | 事業 番号 | 事務事業名 | 課名 | 事業の目的 | 事業の概要 | 成果 |
|----------|----------|--------------------------|-------------|--|---|---|
| 67 | 268 | 児童発達支援（福祉支援センターさくら） | 福祉部障害者地域支援室 | 日常生活に必要な基本的動作や、自活に必要な知識や技能、集団生活への適応力などを養う。 | 保護者と児童に対して、小集団における指導（保育）、ことばやコミュニケーションの指導・認知を中心とした発達指導、日常生活動作等の諸活動に対する指導、運動など基本的動作活動に対する指導などの支援を提供する。 | 児童の状況及びニーズを的確に捉え、個別支援計画を策定し、当該計画に基づき、利用者及び保護者に対し、児童の発達を促し、日常生活への指導、相談援助等を含めた療育支援を行うことができた。 |
| 68 | 269 | 地域活動支援サービス（福祉支援センターやたへ） | 福祉部障害者地域支援室 | 障害のある方の生きがいをづくりを支援し、福祉の増進を図る。 | 個別支援計画を作成し、社会適応訓練、更生相談、スポーツ・レクリエーション・社会との交流促進、創作活動、健康指導、生産活動、介護方法の指導、送迎サービス等の支援を提供する。 | 利用者個々の障害状況に応じた個別支援計画に沿ってサービスを提供することができた。 |
| 69 | 270 | 地域活動支援サービス（福祉支援センターとよさと） | 福祉部障害者地域支援室 | 障害のある方の生きがいをづくりを支援し、福祉の増進を図る。 | 個別支援計画を作成し、社会適応訓練、更生相談、スポーツ・レクリエーション・社会との交流促進、創作活動、健康指導、生産活動、介護方法の指導、送迎サービス等の支援を提供する。 | 作業療法士や理学療法士からの指導を受け、個別の障害に適したサービスを提供することができた。また、生産活動等を実施し、社会適応訓練等の充実を図り、利用者の生きがいをづくりに寄与することができた。 |
| 70 | 271 | 児童発達支援（福祉支援センターとよさと） | 福祉部障害者地域支援室 | 日常生活に必要な基本的動作や、自律に必要な知識や技能、集団生活への適応力などを養う。 | 児童と保護者に対して、小集団における指導（保育）、ことばやコミュニケーションの指導・認知を中心とした発達指導、日常生活動作等の諸活動に対する指導、運動など基本的動作活動に対する指導、保護者への相談援助などの支援を提供する。 | 児童の状況及びニーズを的確に捉え個別支援計画を策定し、その計画に基づき療育指導を提供することができた。併せて、日常生活への指導や身近自立に向けての支援や助言を行い、児童の発達を促すことができた。 |
| 71 | 272 | 地域活動支援サービス（福祉支援センターくさぎ） | 福祉部障害者地域支援室 | 障害のある方の生きがいをづくりを支援し、福祉の増進を図る。 | 個別支援計画を作成し、社会適応訓練、更生相談、スポーツ・レクリエーション・社会との交流促進、創作活動、健康指導、生産活動、介護方法の指導、送迎・入浴サービス等の支援を提供する。 | 運営規定、個別支援計画に沿って事業を運営し、個々に応じたサービスを提供することができた。生産活動をはじめとし、花見や遠足、運動会、クリスマス会などレクリエーション活動やチャレンジアートフェスティバルへの作品展示、避難訓練等多彩な活動を取り入れ社会適応訓練の充実を図った。 |
| 72 | 273 | 児童発達支援事業（福祉支援センターくさぎ） | 福祉部障害者地域支援室 | 日常生活に必要な基本的動作や自活に必要な知識や技能、集団生活への適応力などを養う。 | 保護者と児童に対して、小集団における指導（保育）、ことばやコミュニケーションの指導・認知を中心とした発達指導、日常生活動作等の諸活動に対する指導、運動など基本的動作活動に対する指導などの支援を提供する。 | 家庭連携事業開始に伴い実績は減数となるが、児童の観察や保護者との面談を通じて立案された個別支援計画に沿って療育指導を行うことにより、児童の発達を促すことができた。 |

令和4年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し 番号 | 事業 番号 | 事務事業名 | 課名 | 事業の目的 | 事業の概要 | 成果 |
|----------|----------|------------------------|----------|---|--|--|
| 73 | 274 | 在宅高齢者布団丸洗い乾燥事業 | 福祉部高齢福祉課 | 高齢者の健康の保持及び生活環境の向上を図り、在宅福祉の増進に寄与する。 | 布団（掛布団・敷布団・毛布）の丸洗い乾燥を年2回分助成する。※布団の替えがない方には、布団の貸出を無料で行う。 | 布団の丸洗い乾燥を無料で行ったことで、高齢者の健康を保持し、生活環境を向上して、在宅福祉の増進に寄与できた。 ・助成券交付者数：127人 |
| 74 | 275 | 高齢者日常生活支援事業 | 福祉部高齢福祉課 | 高齢者の日常生活を支援し、もって高齢者の在宅福祉の増進に資する。 | 部屋の清掃や草取り等の作業を依頼する際の費用の一部を助成する。一世帯当たり5000円の助成券を年間12枚交付する。 | 日常生活を送る上で、自ら行うことが困難な部屋掃除や草取り等の軽易な作業を依頼した際にかかる費用の一部を助成することにより、高齢者の日常生活を支援し、高齢者の在宅福祉の増進に寄与できた。 ・助成券交付者数：1,067名 |
| 75 | 276 | 福祉有償運送事業 | 福祉部高齢福祉課 | 身体障害者、要介護認定者等の交通手段の利用を十分に確保することができない方の社会参加を促進し、福祉の増進に資する。 | 道路運送法第79条の登録を受けて福祉有償運送を行う特定非営利活動法人等に対し、補助金を交付する。 | 4月に福祉有償運送事業補助金交付申請を受付、3事業者に対し交付決定を行った。3月の実績報告書提出に基づき、事業所への補助金の支払いを支援することで、利用者の移動手段の確保や社会参加の促進が図れた。 |
| 76 | 277 | 老人ホーム入所措置事業 | 福祉部高齢福祉課 | 環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者の心身の健康保持及び生活安定を確保する。 | 環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の高齢者の中で入所判定委員会により入所が必要と認められた者に対し、市の職権により養護老人ホームに入所措置し、その生活費を支弁する。被措置者本人の所得に応じて、生活費の一部を徴収する。 | 措置入所者の状況が変更した際には、施設の担当者と連携しながら対応し、入所者の生活の安定に寄与することができた。入所中の施設への訪問調査にて本人と面談し、継続して措置が必要であることを確認した。現在1名措置入所中。 |
| 77 | 278 | ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム設置事業 | 福祉部高齢福祉課 | 急病、災害その他の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、高齢者等の不安を解消するとともに生活の安全を確保する。 | ひとり暮らしの高齢者等に緊急通報機器等を貸与する。 | 緊急通報システムの通報、お伺い電話等により、救急搬送だけでなく、入院・入所等も把握でき、ひとり暮らし高齢者の不安解消、生活の安全の確保に寄与できた。36件の通報があり、救急車による搬送等の対応ができた。 ・利用者数：183名、新規設置：43名 |
| 78 | 279 | ひとり暮らし高齢者愛の定期便事業 | 福祉部高齢福祉課 | ひとり暮らし高齢者の安否確認、健康保持、孤独感解消を図る。 | 70歳以上のひとりで生活している高齢者に、週に3回まで安否確認を兼ねて乳製品を手渡しで配達する。不在時や緊急時には事業者から連絡が入り、高齢福祉課が緊急連絡先に連絡を取ることで安否確認を行う。 | ひとり暮らし高齢者の健康保持や定期的な安否確認による不安解消に寄与できた。令和5年3月31日現在利用者：42人、新規利用申込者数：6人、安否確認：28回 |

令和4年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し番号 | 事業番号 | 事務事業名 | 課名 | 事業の目的 | 事業の概要 | 成果 |
|------|------|--------------------|----------|--|---|--|
| 79 | 280 | 高齢者生きがい活動支援事業 | 福祉部高齢福祉課 | 能力に応じた社会参加活動を通した、高齢者の生きがいづくりと健康の保持を図る。 | シルバークラブ大会：役員功労者表彰、感謝状贈呈、講演会等シルバークラブ育成支援：年間を通じてシルバークラブ連合会の事務局として支援する。 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のためシルバークラブ大会を中止したが、顕彰事業などの事業実施方法を、委託先の社会福祉協議会と協議し、社会参加活動等を通して、高齢者の生きがいづくりに寄与できた。 |
| 80 | 281 | 高齢者労働能力活用事業費補助 | 福祉部高齢福祉課 | 高齢者の生きがいの充実、社会参加の促進及び就業機会の拡大を図り、高齢者福祉の増進に資する。 | 公益社団法人つくば市シルバー人材センターが円滑な運営ができるように補助金を交付する。 | 補助金を交付することにより、シルバー人材センターの円滑な運営を支援し、高齢者の生きがい対策、社会参加の促進等に寄与できた。 |
| 81 | 282 | いきいきサロン事業 | 福祉部高齢福祉課 | 高齢者の仲間づくりや生きがい活動を行うことにより、自立と社会参加を促進するため。 | 老人福祉センターなどの市内4か所で高齢者が自由に参加できる通常サロンを開催する。また、10人以上のグループからの依頼により講師を派遣し、出前サロンを開催する。 | ・新型コロナウイルス感染症に伴い、中止となることもあったが、開催状況は改善してきており、高齢者の自立と社会参加の促進に寄与できた。 ・通常サロン実施回数204回、延べ利用者数1,286人、出前サロン実施回数24回、延べ利用者数254人 |
| 82 | 283 | 健康福祉祭いばらきねりんスポーツ大会 | 福祉部高齢福祉課 | 高齢者に適したスポーツを通じて、健康の維持増進を図るとともに、地域間の交流を深め、明るく活力のある長寿社会を推進する。 | 単位シルバークラブや高齢者団体へ広報紙等を利用して募集、茨城県健康福祉祭いばらきねりんスポーツ大会の予選会として市大会（グラウンド・ゴルフ、ゲートボール、ベタンク、輪投げ）を開催する。 | 高齢者が愛好するスポーツ競技を通じて、健康の保持増進や地域間の交流を深め、明るく活力ある長寿社会の増進に寄与することができた。グラウンドゴルフの部において、全国大会出場が決定した。 |
| 83 | 284 | 敬老祝金給付事業 | 福祉部高齢福祉課 | 長寿を祝福し、敬老の意を表するとともに、福祉の増進に寄与する。 | ・77歳（3,000円）、88歳（10,000円）及び101歳以上（20,000円）の方へ口座振替で敬老祝金を給付する。 ・100歳（30,000円）の方の自宅を訪問又は高齢福祉課窓口で、敬老祝金を給付する。 | 口座振替：77歳（3,000円）1,394人、88歳（10,000円）744人、101歳以上（20,000円）81人 給付率：97.52% 現金手渡し：100歳（30,000円）58人 |
| 84 | 285 | 敬老福祉大会事業 | 福祉部高齢福祉課 | 多年にわたり社会の発展に寄与してこられた70歳以上の高齢者に対し、長寿を祝福し敬老の意を表するとともに、高齢者の健康づくりや社会参加を促進する。 | 実行委員会で内容を企画協議する。広報等で開催のお知らせを掲載し、該当者あてに案内状を送付し敬老福祉大会を開催する。 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、敬老福祉大会を中止としたが、代替事業として70歳・80歳・90歳・100歳の節目年齢の方に、記念写真を撮影し、贈呈する事業を行い、長寿を祝福し敬老の意を表する目的を果たした。 敬老祝写真贈呈事業対象者数：6065名利用者数：1125名 |

令和4年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し 番号 | 事業 番号 | 事務事業名 | 課名 | 事業の目的 | 事業の概要 | 成果 |
|----------|----------|--------------------------------|----------|---|--|---|
| 85 | 286 | 長寿をたたえる事業 | 福祉部高齢福祉課 | 長寿をたたえるとともに、高齢者を敬愛する意識の啓発を図る。 | 8月1日現在で市内に住所を有し、100歳を迎える方に、老人週間の前後2週間以内に市長等が訪問し、ほう状などを贈呈する。 | 9月に対象者61人に対して、自宅訪問や高齢福祉課窓口でほう状や記念品等を贈呈することにより、高齢者を敬老の意を表すことができた。 |
| 86 | 287 | 高齢者用福祉タクシー助成事業 | 福祉部高齢福祉課 | 高齢者の外出支援及び社会参加を促す。 | 65歳以上のひとり暮らし及び70歳以上の高齢者世帯、または70歳以上で市民税非課税世帯のタクシー運賃の一部を助成する。申請を受け、審査し該当者に500円券×24枚の助成券を交付する。 | 高齢者の外出支援、社会参加に役立つことができた。 交付者数：2,393人 |
| 87 | 288 | あん摩、マッサージ、指圧、はり及びきゅう術 費助成事業 | 福祉部高齢福祉課 | あん摩、マッサージ等の施術費を助成することにより、高齢者の健康維持に寄与する。 | 70歳以上の高齢者に対し、あん摩、マッサージ、指圧、はり及びきゅう術を受ける際の費用の一部を助成する。（年間最大1,000円券×8枚）※健康保険法、その他の法令により医療に関する給付として行われているものを除く。 | あん摩、マッサージ、はり及びきゅう術の施術費を助成することにより、高齢者の健康維持に寄与することができた。 |
| 88 | 289 | ねたきり高齢者理美容料助成事業 | 福祉部高齢福祉課 | ねたきり高齢者の衛生的で健康的な生活を支援すると共に、家族の負担を軽減し、在宅高齢者福祉の増進に寄与する。 | 65歳以上で要介護4、5認定者または常時ねたきりで理美容所に行くことが困難な在宅の方が、出張理美容を受ける際の利用料金助成を行う。年間助成券（4,000円×2枚）を交付する。 | ねたきり高齢者に対して、居宅における理美容料金の一部を助成することにより、利用者の衛生的で健康的な生活を支援すると共に、家族の負担を軽減し、在宅高齢者福祉の増進に寄与できた。 |
| 89 | 290 | シルバークラブ育成事業 | 福祉部高齢福祉課 | いきいきとした高齢期の生活づくりを支援する。 | 補助金を交付し、シルバークラブ連合会と連合会に所属する単位シルバークラブに対して活動を支援する。 | 補助金を交付することでシルバークラブの活動を支援することができた。 |
| 90 | 291 | ふれあい元気広場管理運営事業 | 福祉部高齢福祉課 | 高齢者の健康を増進し生きがい意欲を高める。 | ふれあい元気広場のクロッカーコート・ニュースポーツコートの維持管理 ふれあい元気広場の休憩所の維持管理 高齢福祉課窓口において施設の貸出 作岡財産区から無償で土地の借用をし、整備管理を行う。 | グラウンドの芝の状態を把握し、芝刈り（機械）4回の実施により、高齢者が安全で快適に広場を利用する環境整備を行った。 |

令和4年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し 番号 | 事業 番号 | 事務事業名 | 課名 | 事業の目的 | 事業の概要 | 成果 |
|----------|----------|-------------------|----------|---|---|--|
| 91 | 292 | 宅配食事サービス事業 | 福祉部高齢福祉課 | ひとり暮らしの方や高齢者世帯の安否確認及び健康保持 | ひとり暮らし・高齢者世帯の方に、高齢者向け配食サービス事業所で調理した栄養バランスの取れた夕食を希望の曜日に配食する。配食の際、利用者の安否確認が取れない場合や異変発生時は、市職員が緊急連絡先に連絡・対応する。新規利用申込者に対して訪問調査を実施し、健康状況や緊急連絡先等を確認して実態を把握し、対象者に該当するか審査する。（申請受付：随時） | 調理や買い物が困難で生活に不安のある高齢者に、バランスの良い食事を届けると同時に安否確認を行うことで、高齢者の不安解消、食生活の改善に寄与できた。 新規利用申込者数：47名利用者数：125名安否確認件数：63件 安否確認のうち2件救急車要請に繋がった。 |
| 92 | 293 | つくば市高齢者福祉計画事業 | 福祉部高齢福祉課 | 計画を策定し、高齢者福祉施策の推進を図る。 | 老人福祉計画及び介護保険事業計画、高齢者居住安定確保計画、成年後見制度利用促進基本計画の一体的な展開が図られるように「つくば市高齢者福祉計画」を策定する。 | 高齢者福祉推進会議を2回開催し意見を聴取した上で、第9期計画策定に向けたアンケート調査を実施することができた。 |
| 93 | 294 | 地域密着型サービス整備費等補助事業 | 福祉部高齢福祉課 | 介護保険施設を整備し、高齢者福祉の向上を図る。 | 第8期つくば市高齢者福祉計画に基づき、介護保険施設の整備促進を図るため、選定した事業者に対して県地域医療介護総合確保基金事業補助金を活用して、市から介護施設等整備費補助金（開設準備経費）を交付し、令和5年度開設に向けて支援する。 | 第8期つくば市高齢者福祉計画に基づき、特別養護老人ホーム新設1施設、特別養護老人ホーム増床2施設、介護老人保健施設増床1施設の整備を担う事業者に対して、つくば市介護施設等整備費補助金の交付決定を行うとともに、市から県に地域医療介護総合確保基金事業補助金の交付申請を行い、4事業者分の交付決定を受けた。 |
| 94 | 295 | 施設指定及び指導監査業務 | 福祉部高齢福祉課 | 適正な介護保険サービスの充実を図る。 | 事業所の指定申請による指定を行う際、書類の審査及び現地確認等を実施したうえで指定する。指定後については社会福祉課、介護保険課と共同で定期的な監査を行う。 | 厚生労働省の通知に基づき集団指導を実施することで、制度の改正内容及び過去の指導事例等について伝達し、制度の周知・理解を促進することができた。 |
| 95 | 296 | 高齢者健康遊具事業 | 福祉部高齢福祉課 | 高齢者の外出支援と健康維持を図る。 | 二の宮公園、荃崎運動公園、大池公園、梅園公園、谷田部多目的広場、花畑近隣公園、川口公園の市内7か所に設置してある高齢者健康遊具の点検及び修繕を行う。 | 1月に点検事業者による市内7か所の健康遊具の点検を実施した。また、継続して窓口にパンフレットを配置し、事業周知をした。 |
| 96 | 297 | 在宅高齢者紙おむつ購入費助成事業 | 福祉部高齢福祉課 | 紙おむつを必要としている高齢者及び要介護者を抱える家族の経済的負担軽減を図る。 | 日常生活において紙おむつを使用している65歳以上で要介護1以上の市民税非課税の在宅高齢者に対し、年間1回紙おむつ購入費助成券を発行する。助成券は1,000円券×24枚を限度に交付する。なお、申請時期により、交付枚数を変更し交付する。 | 紙おむつ等を必要とする高齢者及びその家族の経済的負担を軽減できた。 |

令和4年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し 番号 | 事業 番号 | 事務事業名 | 課名 | 事業の目的 | 事業の概要 | 成果 |
|----------|----------|--------------------|-------------|--|---|---|
| 97 | 298 | 障害児相談支援事業 | 福祉部障害者地域支援室 | 障害のある子どもや家族が抱える課題や適切なサービス利用に向けてきめ細かい支援を実施することで、障害児の自立した生活を支える。 | 障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス）等や障害福祉サービス等を申請した障害児に対して、サービス等利用計画または障害児利用支援計画についての相談及び作成をし、一定期間ごとに利用計画等の再評価（モニタリング）等の支援を行う。 | 基本相談：80件計画相談：7件（うち新規1件）継続相談支援：7件 |
| 98 | 300 | つくば市高齢者憩いの広場活動支援事業 | 福祉部高齢福祉課 | 高齢者の介護予防及び孤立化の防止 | 週1回以上、高齢者を中心とした地域住民が気軽に通うことができ、高齢者の介護予防及び孤立化防止のための活動を行う団体へ補助金を交付する。 | 民生委員総会で事業周知を行ったことで、民生委員や民生委員から話を聞いた市民から相談を受け、新年度に向けて前向きに考えている団体が複数あった。今年度の新規活動団体が3団体増加した。 |
| 99 | 301 | つくば市介護人材確保事業 | 福祉部高齢福祉課 | 介護サービスの安定した供給及びサービスレベルの向上を図る。 | 介護業界未経験者の方で、市内介護事業所に新規に就労する方に対し、一時金を助成する。市内介護事業所に9か月以上就労している方で、介護職員初任者研修又は実務者研修を修了した者に研修費用の一部助成を行う。 | スタートアップフォロー給付金35件（昨年度比2件増）、キャリアアップ費用給付金6件（昨年度比3件減） |
| 100 | 302 | 成年後見制度推進事業 | 福祉部障害者地域支援室 | 知的障害者又は精神障害者の権利擁護を行い、障害者等の安心・安全を図る。 | つくば市社会福祉協議会への委託により、成年後見制度の普及啓発、利用支援、法人後見の受任、市民後見人養成及びその支援、後見監督人の受任を行う。令和3年度からは、地域連携ネットワークの中核機関として、受任者調整等の支援も実施する。 | 定期的な担当部署との業務調整を行い、成年後見制度推進の「中核機関」業務と、法人後見受任業務とを整理しながら事業を実施した。 |
| 101 | 303 | 桜老人福祉センター管理運営事業 | 福祉部高齢福祉課 | 高齢者の健康増進、教養の向上やレクリエーション活動の場を提供し、福祉の向上を図る。 | 入浴設備の適正な施設管理及び整備各種サークル等の支援や高齢者の活動場所の提供社会福祉協議会主催事業への施設貸出 | 屋根と外壁の改修工事に関する設計業務を完了した。敷地内外灯の修繕工事を実施し、施設の安全性を確保した。変圧器及びコンデンサのPCB含有検査を行い、今後の改修計画を進展させた。不具合箇所を把握し、施設内の各所について計画的に修繕を実施した。 |
| 102 | 304 | 谷田部老人福祉センター管理運営事業 | 福祉部高齢福祉課 | 高齢者の健康増進、教養の向上やレクリエーション活動の場を提供し、福祉の向上を図る。 | 施設及び浴場設備の維持管理を行い、利用者に安心・安全で快適な環境を提供する。また、利用者の交流を促進するために、カラオケ機器や各種サークル活動のための部屋の貸出を行う。加えて、教養講座としてヨガ講座を実施し健康維持を図る。 | 施設の適正管理に努め、会議室及び入浴施設等を安定して提供し、利用者の健康増進、福祉の向上を図ることができた。 |

令和4年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し番号 | 事業番号 | 事務事業名 | 課名 | 事業の目的 | 事業の概要 | 成果 |
|------|------|-----------------------------------|-------------|---|--|---|
| 103 | 306 | 荃崎老人福祉センター管理運営事業及び荃崎農村高齢者交流センター管理 | 福祉部高齢福祉課 | 高齢者の健康増進、教養向上、レクリエーション活動等への場所を提供し、福祉の向上を図る。 | 利用者に荃崎老人福祉センター及び荃崎農村高齢者交流センターの部屋の貸出、管理運営を行う。施設が安全で快適に利用できるよう維持管理業務を行う。各種サークル等の支援や高齢者の活動場所の提供社会福祉協議会主催事業への施設貸出 | 施設の適正管理に努め、会議室及び教養娯楽施設を安定して提供し、利用者の健康増進、福祉の向上を図ることができた。 |
| 104 | 308 | 障害者の生活基盤確保と就労支援 | 福祉部障害者地域支援室 | 障害者雇用率の増加を図る。 | つくば市障害者雇用促進協議会を開催し、ハローワークと連携した事業を行うことで、就労する意欲のある障害者に対して必要な情報を提供する。 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止に務めながら、マッチングサポート面談会を実施した。 |
| 105 | 356 | こころとからだの健康教室 | 福祉部地域包括支援課 | 認知機能向上を目的とした市民の健康の維持・増進を図る。 | 一般介護予防事業として、認知機能向上を目的とした「脳元気アップ教室」を3クール開催する。 | 教室参加者の満足度が高く、教室前後での意識変容も見られたことから、認知機能の維持向上に関する知識や実践について幅広く啓発することができた。 |
| 106 | 357 | 介護支援ボランティア事業 | 福祉部地域包括支援課 | 高齢者の介護支援ボランティア活動を通じた地域貢献や社会参加を奨励・支援し、介護予防を推進する。 | 市内に住所を有する65歳以上（つくば市第一号被保険者）で要支援・要介護認定を受けていない方が、介護支援ボランティア登録を行い、市が指定した介護支援ボランティア受入機関等でボランティア活動を行った場合、活動実績を評価した上でポイントを付与し、当該登録者からの申出によりポイントに応じた交付金を交付する。 | 感染症拡大により、ボランティア活動が困難な状況は継続していたが、高齢者施設への聞き取り調査を行い、ボランティア活動場所や内容について情報を更新し、活動者へ発信し、活動数を増加させることができた。また、少人数での交流会を行い自身の介護予防を考え、情報共有と交流の場を持つことができた。 |
| 107 | 358 | 地域包括支援センター・在宅介護支援センターの運営指導事務 | 福祉部地域包括支援課 | 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう支援の体制整備を行う。 | 地域包括支援センター定例会を実施し、活動状況や困難事例の共有・検討を行うことで、地域包括支援センター間の連絡調整やネットワーク強化を行う。各地域包括支援センターの事業計画・実績報告作成の際に内容を確認し、助言を行う。毎月提出される相談票や実績報告を把握し、適切な相談支援に向けた指導を行う。市職員が各地域包括支援センターに向かい、ケース共有会議を実施し、ケース支援について助言を行う。併せて、各センターの運営体制状況の確認を行い、不足事項についての指導を実施する。 | 月列報告の方式を変更し、困難事例への助言、好事例の展開の機会とすることで対応力の向上、研修や他課との意見交換の機会を設けることで関係部署や他機関との連携の強化ができた。高齢者人口の増加に対応した形で全圏域の地域包括支援センターを引き続き運営することができた。 |
| 108 | 359 | 総合相談・支援事業 | 福祉部地域包括支援課 | 地域の高齢者に必要な相談・支援を行う。 | 相談を受け、対象者のニーズに応じた適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行う。市内6か所に委託設置している各圏域担当の地域包括支援センターと市地域包括支援課に設置している直営の地域包括支援センターにおいて総合相談・支援を実施する。（本事務事業と、地域包括支援センター運営指導事務、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、権利擁護事務、実態把握訪問の事業費が重複していたため、令和4年度から分けて計上する。） | 相談対応実践力の向上につなげることができた。また、職種別ミーティングにより各専門職の対応力が向上し、センター間の新たな連携体制が構築された。 |

令和4年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し番号 | 事業番号 | 事務事業名 | 課名 | 事業の目的 | 事業の概要 | 成果 |
|------|------|---------------------|------------|--|---|---|
| 109 | 360 | 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 | 福祉部地域包括支援課 | 地域の様々な社会資源を活用し、高齢者の在宅での生活継続ができるよう支援する。 | 介護支援専門員へ相談支援、サービス担当者会議支援保健福祉関係者への市内の保健福祉サービスや民間関連サービス情報提供ケアマネジャー連絡会や研修会開催支援圏域別ケア会議や在宅医療介護連携事業への出席 | 地域のケアマネジャーが、業務及びネットワーク構築における課題を自律的に把握し、課題解決に向けた研修会や意見交換会を実施できるようになった。また、主任介護支援専門員においては、介護支援専門員が主体的に行動できるように支援を行うことができ、指導を担う役割を認識し行動することにつながった。 |
| 110 | 361 | 権利擁護事務 | 福祉部地域包括支援課 | 権利侵害を受けている高齢者や、自ら権利を主張することや行使することが難しい高齢者の生活を支援する。 | 成年後見制度、日常生活自立支援事業等の活用促進を図る。老人福祉施設等への権利擁護に関する研修の実施高齢者虐待対応と養護者支援 | 居宅介護支援事業所等に対して、虐待防止研修を実施し迅速な対応・通報相談を依頼することができた。また入所施設に対しては、虐待定義や権利擁護についての研修を実施した。 |
| 111 | 362 | 実態把握訪問 | 福祉部地域包括支援課 | 要介護状態になるおそれのある市民の健康の維持・増進を図る。 | KDBシステムから対象者を抽出し、閉じこもりや生活能力低下、認知機能低下、社会性の低下、医療等で関わり支援が必要な対象者へ訪問等を実施し介護予防につなげる。 | 健診未受診者、治療中断者、低栄養ハイリスク者、介護サービス未利用者等に家庭訪問を実施し、関係機関と連携を図り、必要なサービス支援につなげることができた。 |
| 112 | 363 | 認知症サポーター養成事業 | 福祉部地域包括支援課 | 認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる地域の構築を目的とする。 | 認知症サポーター養成講座を開催することにより、同サポーターを養成するとともに、認知症相談窓口（各地域包括支援センター）を市民へ周知する。 | 認知症サポーター養成講座を31回開催し、837名のサポーターを養成した（学生、一般市民、企業、市職員等）。認知症サポーターステップアップ講座を2回開催（計22名参加）し、二つのチームオレンジの立ち上げにつながった。キャラバン・メイト連絡会の運営支援や、キャラバン・メイト養成研修も実施し、27名の養成ができた。 |
| 113 | 364 | 成年後見制度活用支援 | 福祉部地域包括支援課 | 高齢者が、認知症等により判断能力が低下し、金銭管理、契約行為を行うことが困難となった場合に、その高齢者の権利を擁護する。 | 成年後見制度等を利用し高齢者の権利擁護を図る。必要に応じ成年後見制度の市長申立てを行う。市からつくば社会福祉協議会への委託により設置された中核機関において、成年後見制度に関する相談を受け支援を行う。 | つくば市成年後見制度利用支援事業助成金支給：1件 成年後見制度市長申立て：2件 |
| 114 | 365 | 介護予防支援事業 | 福祉部地域包括支援課 | 介護サービスを利用することで、できる限り居宅で自立した生活を継続できるようにする。 | 介護サービス利用のための介護予防ケアマネジメントを居宅支援事業所に委託する。適切なケアプラン作成、サービス提供に向け介護支援専門員からの相談等に対する支援国民健康保険団体連合会への請求業務、居宅介護支援事業所への委託料支払業務 | 地域包括支援センターとの意見交換から、居宅介護支援事業所において、理解不足や業務遅延等、適切なケアマネジメントが遂行されていない状況が継続的に散見される実態を把握できたことで、手順書の見直し後の周知だけでなく、研修会等を通じて、理解が得られるようにしていく課題を把握することができた。 |

令和4年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し番号 | 事業番号 | 事務事業名 | 課名 | 事業の目的 | 事業の概要 | 成果 |
|------|------|----------------------|------------|--|---|---|
| 115 | 366 | 在宅医療・介護連携推進事業 | 福祉部地域包括支援課 | 医療と介護の両方を必要とする高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護の専門職や関係機関の連携強化を図り、連携を推進する体制を整備する。 | つくば市の在宅医療・介護連携に関する課題に対して、推進協議会で解決に向けた検討を行う。医療介護の関係機関を対象とした意見交換会や研修会の開催、在宅医療市民啓発講座を行い、つくば市の医療と介護の連携が推進される仕組みづくりを推進する。 | ・介護保険認定更新者へのアンケートの回収率は29%だった。データが蓄積され事業の評価し指標として活用できるまでになった。 ・研修会・意見交換会の参加者の約半数が、在宅医療・介護連携推進事業の初めての参加であり、顔の見える関係づくりにつながった。 |
| 116 | 367 | 地域ケア会議推進事業 | 福祉部地域包括支援課 | 介護支援専門員等ケアチームの自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高め、地域ネットワーク構築及びケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進し、資源開発や地域づくり、政策形成につなげる | つくば市全域・圏域別・個別の3種のケア会議を開催する。市全域会議では、抽出された地域課題について協議し、その課題解決に向けた社会資源の開発や政策提言につなげる。圏域別会議では個別事例の解決に向けた検討、また個別会議では、自立支援・重度化予防の観点に基づいた検討を中心に開催する。 | 個別課題解決力の向上につながるとともに、積み重ねた課題から解決のための意見集約を行う等、地域包括支援センターによる地域課題整理の向上にもつながり、総合的な実践力の向上となった。一方で、医療職種から提供のあった事例検討を通じて、在宅医療と介護の専門職間の課題意識の違いや、相談先の周知不足等の地域課題の抽出につながった。 |
| 117 | 368 | 認知症総合支援事業 | 福祉部地域包括支援課 | 認知症の早期診断・早期対応のため相談支援を行い、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる地域の構築を推進する。 | 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者により、認知症の早期における症状悪化防止のための支援の他、認知症の方、その疑いのある方に対する総合的な支援を行う。 | 認知症カフェでは、コロナ禍で減少していた参加者数や開催回数が回復しつつあり、認知症の人やその家族、地域の人の交流の場としての役割を果たすことができた。 谷田部東圏域で企画から市民が参加し、認知症への正しい理解と対応方法を学ぶことを目的に認知症声かけ模擬訓練を実施することができた。 |
| 118 | 369 | 生活支援体制整備事業 | 福祉部地域包括支援課 | 高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する多様な主体によるサービスの提供体制を構築すること、そして互助を基本とした高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進することを目的とする。 | 地域の多様な主体を中心に支え合いの仕組みづくりを話し合う場である「第2層協議体」を各圏域ごとに設置する。協議体と協力しながら地域の様々な活動をつなげ組み合わせる調整役として、「生活支援コーディネーター」の配置を行う。その上で、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていく。 | ・第1層協議体は、年5回の会議を開催し、ごみ出し支援と移動支援の二つの地域課題に対し協議、タスクフォースを形成し、具体的な取組について協議した。 ・第2層協議体では、各圏域に合わせて会議を開催し、地域での集いの場や生活支援活動についての情報共有や社会資源集の作成等の取組を行った。 |
| 119 | 370 | 短期集中予防サービス「訪問型サービスC」 | 福祉部地域包括支援課 | 生活機能の低下や低栄養・口腔機能の低下が認められる要支援1、2または事業対象者に対して、短期集中での支援を行う。 | 介護保険法の「介護予防・日常生活支援総合事業」により、市町村が中心となり地域の実情に応じた多様なサービスを充実させることで要支援者等に対する効果的で効率的な支援等を目指す。短期集中予防サービス「訪問型サービスC」は、①運動機能向上プログラム、②低栄養改善・口腔機能向上プログラムの二つからなり、専門職が短期集中での訪問指導を行うことで、高齢者が心身機能を改善するとともに、活動や参加を促進し、自立した生活を送ることができるよう、個々の状態に応じた適切な支援を行うサービスである。 | 事業の周知を継続的に取り組んできたことや、他事業との連動性を生かすことで、実績が大幅に伸びた。 |
| 120 | 371 | 認知症高齢者等保護支援事業※名称変更 | 福祉部地域包括支援課 | 介護を行う家族の負担の軽減を図る。 | 認知症等により行方不明になる恐れのある高齢者に位置情報端末機を貸与し、万が一、行方がわからなくなった場合に、位置情報等を特定し知らせることで、家族が保護できるように支援する。家族等から申請を受け、市で対象条件を確認して決定後、機器を貸与する。 | 介護支援専門員に事業を繰り返し周知したことで、新規契約者が多く、GPSの相談も多く寄せられた。事業の利用により、認知症高齢者等を介護する家族の負担を軽減することができた。 |

令和4年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し番号 | 事業番号 | 事務事業名 | 課名 | 事業の目的 | 事業の概要 | 成果 |
|------|------|-------------------|-------------|---|--|--|
| 121 | 378 | 障害者就労施設等の活動PR | 福祉部障害者地域支援室 | 雇用されることが困難な障害者の自立を促進する。 | 障害者の当事者団体と就労施設等による協議会を設立して障害者の活動をPRし、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進することで、優先調達の推進を図る。 | 新型コロナウイルス感染拡大により、イベント系事業の調達が減少する状況だが、新規の発注業務を市内就労支援施設等に受注してもらい、実績を増やすことができた。 |
| 122 | 963 | 要介護度改善ケア給付金交付事業 | 福祉部高齢福祉課 | 職員の意欲向上及び良質な介護サービスの継続的な提供 | 市内の特別養護老人ホーム（地域密着型含む）において、入所者の要介護度が改善された場合、要介護度の軽減に資するサービスの提供及び介護度改善に向けた取組を評価し、施設に給付金を交付する。 | 申請者数が、昨年度は4施設（要介護度改善者数6名）であったが、今年度は5施設（要介護度改善者数6名）となった。 |
| 123 | 964 | 看取り介護推進給付金交付事業 | 福祉部高齢福祉課 | 市内施設の看取り体制の整備を促進する。 | 人生の最終段階において、住み慣れた場所で暮らし続けたいという施設入所者の希望に対応し、高齢者の看取り体制の推進、充実を図るため看取りを行った特別養護老人ホーム（地域密着型含む）に給付金を交付する。 | 申請者数が、昨年度9施設（看取り数75名）であったが、今年度は14施設（看取り数91名）に増加した。 |
| 124 | 974 | 介護台帳システムに関する事業 | 福祉部高齢福祉課 | 事業所情報の適正かつ迅速な審査・登録事務を行う。 | 介護サービス事業者の新規指定や変更届出などの基本情報や、介護報酬体制などの情報を、茨城県及び県内市町村共通の電子データとして連携、共有し使用している。情報管理を安定して行うためにシステムの5年間の保守付きリースを行い、また、介護報酬改定等の制度変更に対応するため、システム改修を行う。 | 介護サービス事業者の情報管理を安定して行うことができた。令和4年10月の介護報酬改定への対応としてシステム改修を実施した。 |
| 125 | 989 | おひさまサンサン生き生きまつり事業 | 福祉部高齢福祉課 | 社会参加への意欲や生きがいの高揚に寄与し、高齢者福祉や障害者福祉に関する市民の意識啓発及び福祉のまちづくりの推進を図る。 | 障害者地域支援室と合同で実施障害者や高齢者が協力してスポーツやレクリエーション活動を行うとともに、手作り品の展示、販売等を行う。 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、イベント開催は中止した。 |
| 126 | 1000 | 地域リハビリテーション活動支援事業 | 福祉部地域包括支援課 | 個人宅やサービス提供事業所、住民主体の通いの場等へリハビリテーション専門職を派遣し、介護予防の取り組みを総合的に支援する。 | 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士などのリハビリテーション専門職を、個人宅やサービス提供事業所、住民主体の通いの場等へ派遣し、介護予防に関する技術的助言、サービス担当者会議におけるケアマネジメント支援を行う。 | 実態把握訪問からの申込みが多く、具体的な介護予防の指導につなげることができた。 |

令和4年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し番号 | 事業番号 | 事務事業名 | 課名 | 事業の目的 | 事業の概要 | 成果 |
|------|------|--------------------------|-------------|---|--|---|
| 127 | 1017 | 生活保護事業 | 福祉部社会福祉課 | 健康で文化的な生活を保障するとともに、生活困窮者の自立を助長する。 | 国からの法定受託事務として、要保護者の困窮の程度に応じ、生活扶助、医療扶助、介護扶助等必要な費用を給付して自立を助長する。 | 係内での協力体制を構築することで一部の職員に事務が集中し、業務が遅延することを予防することができた。また、自立相談支援機関と緊密な連携を行うことで切れ目のない支援を実施し、生活保護を必要とする方に速やかに対応することができた。 |
| 128 | 1059 | 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業 | 福祉部障害福祉課 | 利用者の経済的負担を軽減し、より快適かつ自立した生活への手助けとする。 | 日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し、日常生活に必要な用具を給付する。給付条件については、給付品目ごとに定められており、品目ごとの基準額から徴収負担額（所得により2・3段階）を差し引いた額を市が業者に支払う。 | 決定件数：なし 給付に関する相談はあったが、併給調整を行い障害者日常生活用具給付事業での給付となった。 |
| 129 | 1076 | 避難行動要支援者事務 | 福祉部社会福祉課 | 災害時に自力での避難が難しい方の名簿を作成し、避難支援に活用する。 | 避難行動要支援者名簿の掲載要件（介護認定や手帳の所持）に該当する者の名簿を作成する。また、掲載者に対して外部への情報提供の同意を確認し、同意した者の名簿については、平常時から避難支援者に提供する。さらに個別避難計画として、個々の避難計画を作成することで、災害時の迅速な対応に活用していく。 | 避難行動要支援者名簿登録者3, 266名 避難支援者への情報提供同意者1, 332名（登録者の40.8%） 個別支援計画作成済み1, 073名（同意者の80.6%） |
| 130 | 1087 | 保育所等訪問支援事業（福祉支援センターとよさと） | 福祉部障害者地域支援室 | 発達に配慮が必要な児童に対し、保育所や幼稚園等において、集団参加や社会性等に関する支援を行うことにより集団生活の適応を図り社会参加を促進する。 | 保育士・作業療法士・心理士などの訪問支援員が、子どもの通っている保育所や幼稚園等に訪問し、様子観察、訪問先との情報共有、子どもへの支援などを実施しながら、集団生活への適応を図る。 | ・訪問先での受け入れが比較的スムーズに行えた。 ・基本の流れを設定したことで事業所内での対応の統一が図れた。 |
| 131 | 1108 | 高齢者等買物支援事業 | 福祉部地域包括支援課 | 身近な商店の減少や高齢化、移動の制約等により、日常生活に必要な食料品及び日用品等の買物が困難な状況に置かれた高齢者等に対し、移動販売事業者への補助を行う。 | 条件を満たした移動販売事業者に対し補助を行い、市内の移動販売需要に対応することで、買物が困難な高齢者等を支援する。 | 移動販売事業者を公募し、（株）カスミを選定した。市内2ルート（大穂店、万博記念公園駅前店）で移動販売を行った。11月末からは3ルート目（学園の森店）が開始され、市内延べ151か所で販売を行っている。 |
| 132 | 1110 | 重度障害者等就労支援特別事業 | 福祉部障害福祉課 | 重度障害者等に対して、通勤における支援及び職場等における支援を行うことにより、就労機会の拡大・就労継続をサポートする。 | 企業等に就労する重度障害者が、雇用施策による補助金等を活用してもなお就労に支障が残る場合や、重度障害者が自営業者等として働く場合に必要となる通勤や職場等における支援について、既存の障害福祉サービス事業者等を通じて提供する。該当となるサービスとして、重度訪問介護・行動援護・同行援護のいずれかと同等のサービスが提供される。 | 利用者1名 年間を通して、利用者の就労を支援することができた。 |

令和4年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し 番号 | 事業 番号 | 事務事業名 | 課名 | 事業の目的 | 事業の概要 | 成果 |
|----------|----------|-----------------------------|-------------|---|--|---|
| 133 | 1115 | 重度障害者ＩＣカード乗車券運賃助成事業 | 福祉部障害者地域支援室 | 重度障害者の外出を支援し、重度障害者の社会参加の促進を図る。 | 重度障害者が外出する際にＩＣカード乗車券を用いて、年間18,000円の運賃を助成する。 | 鉄道やバスの利用運賃を助成することにより、障害者の日常生活の利便性の向上や社会参加に寄与することができた。 |
| 134 | 1124 | 障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援給付金交付事業 | 福祉部障害福祉課 | エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた障害福祉サービス等事業所に給付金を交付することで、事業所等の負担を軽減し、安定的かつ継続的なサービスの提供を支援する。 | 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、原油価格、物価高騰等の影響を受けている障害福祉サービス等事業所の負担を軽減し、安定的かつ継続的なサービスの提供を支援するため、予算の範囲内において障害福祉サービス等事業所に対し、つくば市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援給付金を交付する。 | 入所系施設33施設15,500,000円 通所系施設43施設13,500,000円 児童通所系施設54施設11,200,000円 訪問系施設43施設2,150,000円 |
| 135 | 1126 | 介護サービス事業所等物価高騰対策支援金交付事業 | 福祉部高齢福祉課 | 原油価格、物価高騰等の影響を受けている介護保険サービス事業所を運営する事業者の負担を軽減し、安定的かつ継続的な介護保険サービスの提供を支援する。 | 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、原油価格、物価高騰等の影響を受けている介護保険サービス事業所を運営する事業者の負担を軽減し、安定的かつ継続的な介護保険サービスの提供を支援するため、予算の範囲内において当該事業所を運営する事業者に対し、つくば市介護保険サービス事業所物価高騰対策支援金を交付する。 | 入所系51事業所33,100,000円 通所系68事業所19,100,000円 訪問系131事業所6,550,000円 |